

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された予約票（以下「書類」という。）を誤って別患者に交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報
患者の氏名、患者ID、予約日時等

2 事案の経過

○令和6年1月4日（木）11時頃

医師事務作業補助者が、外来診察時に患者Bの書類を誤って患者Aに交付した。

○令和6年1月15日（月）10時頃

前日に入院した患者Aから、患者Bの書類が混ざって入っていると申し出があり、誤交付が発覚。看護師長が患者Bの書類を回収するとともに患者Aに謝罪。

○令和6年1月16日（火）8時頃

医師が電話で患者Bに経緯の説明と謝罪を行った。

3 誤交付の原因

医師事務補助者が、書類を交付する際、患者本人の確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・医師事務補助者に対し、書類を患者に交付する際は、本人確認を徹底するよう嚴重注意した。
- ・センター職員に対し、本事案を共有するとともに、個人情報の取り扱いについて再度、注意喚起を行う。

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書および検査結果（以下「書類」という。）を医療機関Xに送付すべきところ、医療機関Yへ誤送付した事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、患者ID、診療内容、検査結果等

2 事案の経過

○令和6年1月5日（金）

主治医Aが、患者の書類を、医療機関Xに送付すべきところ、誤って医療機関Yに郵送した。

○令和6年1月12日（金）10時頃

・医療機関Yの担当者から、主治医Aの上長である医師Bが電話連絡を受け誤送付が発覚。

・医療機関Xに送付する書類の作成時に、電子カルテに登録のあった医療機関Yを誤って選択し、医療機関Yへ同書類を送付していた。

・医師Bが、医療機関Yに謝罪するとともに、書類の返却を依頼した。

同日 12時頃

・医師Bが、患者家族に電話で経緯を説明し、謝罪した。

3 誤送付の原因

医師が、医療機関の宛先を誤って入力してしまったため。

4 再発防止策

・医師に対し、診療情報提供書を作成する際、医療機関名の確認を徹底するよう嚴重注意した。

・センター職員に対し、個人情報の取り扱いについて再度、注意喚起を行う。

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の情報提供依頼書（以下「書類」という。）を医療機関Xに送付すべきところ、医療機関Yへ誤送付した事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、患者ID、診療内容等

2 事案の経過

○令和6年1月11日（木）

主治医が、患者の書類を、医療機関Xに送付すべきところ、誤って類似名称の医療機関Yに郵送した。

○令和6年1月15日（月）10時頃

- ・医療機関Yの担当者から、看護師が電話連絡を受け誤送付が発覚。

医療機関Xに送付する書類の作成時に、類似名称の医療機関Yを誤って入力し、医療機関Yへ送付していた。

- ・医療機関Yに謝罪するとともに、書類の返却を依頼した。

同日 17時頃

- ・医師が、患者に電話で経緯を説明し、謝罪した。

3 誤送付の原因

医師が、医療機関の宛先を誤って入力してしまったため。

4 再発防止策

- ・医師に対し、書類を作成する際、医療機関名及び所在地の確認を徹底するよう厳重注意した。

- ・センター職員に対し、個人情報の取り扱いについて再度、注意喚起を行う。